

部長会議付議事案書（報告）

（令和6年5月10日）

提案課名 総合政策課

報告者名 小山田 範人

事案名	株式会社ファミリーマートとの包括連携協定の締結について	資料 ㊦
提案趣旨	本市では、多様な主体と協定を締結し、それぞれの強みを生かして、安全で安心な暮らしの実現や、地域の活性化、本市の魅力の発信などに連携して取り組んでいます。 令和5年5月に、市内で15店舗のコンビニエンスストアを展開している株式会社ファミリーマートから包括連携協定に係る提案をいただき、同社及び市内との検討を進めてきました。同社は、各店舗がまちのにぎわい拠点となるとともに、神奈川県と災害時の物資供給等に関する協定を締結されているなど、本市の防災面でも協力をいただいております。相互に密接な連携及び協力を図ることにより、市民サービスの向上及び地域のにぎわいの創造に寄与することが期待されます。 このことから、同社と包括連携協定を締結することとしたので、報告するものです。	
概要	1 協定名称 包括連携に関する協定書 2 協定締結日 令和6年5月17日（金） 3 協定相手方 (1) 社 名 株式会社ファミリーマート (2) 所 在 地 東京都港区芝浦三丁目1番21号 (3) 代 表 者 代表取締役社長 細見研介 (4) 事業内容 フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア事業 (5) 市内店舗 15店舗（全てフランチャイズ方式） 4 協定内容 協定に基づく連携事項は、次のとおり。 (1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。 (2) 災害時の支援協力に関すること。 (3) 子ども・青少年育成に関すること。 (4) 地域経済の活性化に関すること。 (5) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。 (6) (1)～(5)に定めるもののほか、市民サービスの向上及び地域のにぎわいの創造に関すること。	

概要	(参考) ・資料1 株式会社ファミリーマートとの包括連携協定について ・資料2 包括連携に関する協定書 ・資料3 株式会社ファミリーマートとの包括連携協定による実施事業(案)一覧表 ・資料4 本市と民間企業等との包括連携協定一覧(令和6年5月10日時点)
経過	令和5年 5月16日 包括連携協定の締結について先方から提案 〃 6月23日 連携事業の有無について庁内照会 令和5年7月～10月 連携事業及び協定書案について調整 令和5年11月13日 本市の連携事業案について先方と打合せを実施 令和6年 1月30日 連携事業の意向について庁内照会 令和6年 2月15日 本市の連携事業案について先方と打合せを実施 令和6年 3月14日 連携事業の実施方法について先方と打合せを実施 令和6年 4月12日 包括連携協定の締結について庁内に最終確認
今後の進め方	令和6年5月16日 議員連絡会に報告 令和6年5月17日 協定締結式 令和6年6月以降 定期的に協議の機会を確保 所管課における連携事業の実施 情報共有方法の調整 <参考> 令和6年度の実施に向けて検討を進める主な事業 ・食料支援事業(ファミマフードドライブ) 所管課:生活援護課 ・ファミマこども食堂 所管課:こども政策課 ・こども店長(夏休み職業体験) 所管課:こども育成課

株式会社ファミリーマートとの包括連携協定の締結について

本市では、多様な主体と協定を締結し、それぞれの強みを生かして、安全で安心な暮らしの実現や、地域の活性化、本市の魅力の発信などに連携して取り組んでいます。

令和5年5月に、市内で15店舗のコンビニエンスストアを展開している株式会社ファミリーマートから包括連携協定に係る提案をいただき、同社及び市内との検討を進めてきました。同社は、各店舗がまちのにぎわい拠点となるとともに、神奈川県と災害時の物資供給等に関する協定を締結されているなど、本市の防災面でも協力をいただいています。

このことから、相互に密接な連携及び協力を図ることにより、市民サービスの向上及び地域のにぎわいの創造に寄与することが期待されるため、同社と包括連携協定を締結するものです。

1 協定締結日

令和6年5月17日（金）

2 包括連携協定に基づく連携事項

- (1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。
- (2) 災害時の支援協力に関すること。
- (3) 子ども・青少年育成に関すること。
- (4) 地域経済の活性化に関すること。
- (5) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。
- (6) (1)～(5)に定めるもののほか、市民サービスの向上及び地域のにぎわいの創造に関すること。

3 協定に基づく主な取組内容

- (1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。
 - ア セーフティステーション活動・認知症サポーターの育成
 - イ フレイル予防の普及啓発
 - ウ 振込詐欺対策（ATM利用者への注意喚起等）
 - エ 各種証明書のコンビニ交付サービス（高齢者への操作支援等）

- オ 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）
- カ 食料支援事業（ファミマフードドライブ）
- (2) 災害時の支援協力に関すること。
 - ア 災害時支援協力（食料や生活用品の調達及び提供、帰宅困難者支援）
- (3) 子ども・青少年育成に関すること。
 - ア ファミマこども食堂（子どもや地域の方々などの地域交流の活性化）
 - イ こども店長（夏休み職業体験）
 - ウ ファミマ学園（図書館を会場として子ども向け講演会等を実施）
- (4) 地域経済の活性化に関すること。
 - ア シニアスタッフの活用
 - イ 電子地域通貨（ファミリーマートを利用店舗として登録）
 - ウ ボトルドウォーター「おいしい秦野の水」の販売
- (5) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。
 - ア 広報はだのの配架
 - イ チラシ等広報物の配架
 - ウ OMO T A Nサポーター店の登録
 - エ 選挙公報の配架
- (6) (1)～(5)に定めるもののほか、市民サービスの向上及び地域のにぎわいの創造に関すること。
 - ア 食品ロス削減の周知・啓発（「てまえどり」のPR等）
 - イ 職員人材育成（店員の接客スキルを活かした市職員への研修）

4 協定締結後の対応

- (1) 定期的な協議の場の設置

連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行う（年に一度の連携事業所管課との会議、その他個別の協議機会の確保を想定）
- (2) 所管課との連携事業の実施

市とファミリーマート双方の提案に基づき、随時連携事業を実施。
- (3) 情報提供方法の調整

市民の健康・安否・防犯等に係る情報などについて、電話、ファクスのほか、市公式LINEや電子メールなどの媒体により情報共有を図るため、実施方法等を調整していく。

5 株式会社ファミリーマートの包括連携協定締結状況（令和5年4月末時点）

全国71の自治体・公共団体（47全都道府県、19市町村、5公共団体）
と締結済（県内では、箱根町と平成30年7月19日に協定締結）。

包括連携に関する協定書

秦野市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり「包括連携に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に密接な連携及び協力を図ることにより、市民サービスの向上及び地域のにぎわいの創造に寄与することを目的とする。

（前提）

第2条 甲は、乙が展開するコンビニエンスストア「ファミリーマート店」（以下「ファミリーマート店」という。）には直営店（乙の直営方式によるファミリーマート店）及び加盟店（フランチャイズ方式によるファミリーマート店。）があり、乙から独立した経営主体である加盟者が加盟店を営営していることを理解する。

2 甲及び乙は、次条に定める連携事項を行うファミリーマート店（以下「対象店」という。）については、別途協議のうえ定めるものであることを確認する。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項（個別に又は総称して以下「連携事項」という。）の詳細について事前に協議し、書面により合意したうえで、対象店が連携事項を実施できるよう、連携し及び協力する。

- (1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。
- (2) 災害時の支援協力に関すること。
- (3) 子ども・青少年育成に関すること。
- (4) 地域経済の活性化に関すること。
- (5) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市民サービスの向上及び地域のにぎわいの創造に関すること。

2 甲及び乙は、定期的に、連携事項の詳細等について協議するものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲及び乙は、相手方から本協定の内容変更の申し出を受けたときは、その都度、相手方と協議のうえ、本協定の相応の変更を行うものとする。

(免責)

第5条 乙及び対象店は、第3条に定める連携事項について、日常業務に支障のない範囲で協力するものとし、協力した結果等において、万が一問題等が発生しても、その責任を一切負わないものとする。

(情報開示等の取扱い)

第6条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た秘密情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下「秘密情報」という。）を第1条の目的のために限り使用するものとし、その他の目的に使用しないこと、及び事前の相手方の書面による承諾なく秘密情報を第三者に開示又は提供等をしないものとする。本協定が終了した後も、また、同様とする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対する書面による特段の意思表示がないときは、本協定は、1年間更新されるものとし、その後も、また、同様とする。

(疑義の解決)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 6 年 5 月 1 7 日

甲 神奈川県秦野市桜町一丁目 3 番 2 号
秦野市長 高 橋 昌 和

乙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 細 見 研 介

株式会社ファミリーマートとの包括連携協定による実施事業（案）一覧表

資料3

令和6年5月10日 秦野市政策部総合政策課作成

No.	連携項目	ファミマ提案カテゴリ	提案主体	事業名	事業概要及び実施方法等	事業の効果	ファミリーマート意見	実施の可否	担当課等
1	(1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。	高齢者・障がい者支援に関すること	ファミリーマート提案事業	セーフティステーション活動・認知症サポーターの育成	秦野市で実施する認知症サポーター研修を加盟店に受講していただき、店舗等での適切な対応に役立てていただく。	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりにつながる。	・全店舗一斉に受講するのではなく、市が随時開催する研修に、各店舗が可能な範囲で参加する形であれば、実施可能である。	可	高齢介護課
2	(1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。	高齢者・障がい者支援に関すること	ファミリーマート提案事業	フレイル予防普及啓発	お惣菜コーナー等に、高齢介護課が用意するフレイル予防普及啓発のチラシなどを提示していただく。	フレイル予防のための食選びのポイント等を多くの高齢者にPRすることで、健康的な食生活のための知識を知っていただき、健康寿命の延伸等につなげる。	・チラシ等の設置場所は、店舗によって食品売り場、イートインスペース、レジ前など調整を要するが、実施可能である。 ・依頼時に撤去日を明確にしてほしい。	可	高齢介護課
3	(1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。	高齢者・障がい者支援に関すること	本市提案事業	各種証明書のコンビニ交付サービス	コンビニ交付サービス利用促進ポスターの掲出及びマルチコピー機の操作に不慣れな高齢者等に対する店舗スタッフによる操作支援	コンビニ交付サービスの利用率向上及びマイナンバーカードの普及促進	・既に各店舗で簡単な操作方法の案内等は実施しているため、実施可能である。	可	戸籍住民課
4	(1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。	地域の安全安心に関すること	ファミリーマート提案事業	振込詐欺対策（地域の治安対策）	ファミリーマートの店舗に設置されたＡＴＭを利用する方に対して、詐欺の注意喚起を行う。（店員にＡＴＭ詐欺の注意点を周知、注意啓発のポップを設置するなど想定）	詐欺被害の未然防止につながる。	・既に警察から同様の依頼があり、啓発のポップ等を掲示している。市からも同様の依頼があれば対応可能である。	可	地域安全課
5	(1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。	地域の安全安心に関すること	本市提案事業	指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）	熱中症対策の一環として運用される熱中症特別警戒アラートが発令された場合、市民等が危険な暑さから身を守るための避難施設として、店舗内の一般開放にご協力をいただく。当該施設の管理者との間で開放日や受入可能人数等を定めた協定を結ぶ必要があるため、店舗毎に調整する。実際の発令時は、所管課から協力依頼のメールを発出することを想定。	増加傾向が続いている熱中症患者及び死亡者の減少を目指す。	・一般開放の方法について、店舗ごとの対応を調整できるなら実施可能である。 ・必要であれば店舗にクーリングシェルターの表示を掲示することも可能。	可	健康づくり課
6	(1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。	環境対策・リサイクルに関すること	ファミリーマート提案事業	食料支援事業（ファミマフードドライブ）	ファミリーマートの店舗が、余剰食品の回収拠点となるとともに、店舗の余剰品等の提供や、食料支援活動を行う地域の団体等への各種支援を行う（フードバンクとの連携については協議を要する）。	地域の食料支援活動を行う地域団体等との協力により、生活困窮者等への支援と、食品ロス削減を図ることができる。	・単発のイベントではなく、常時保管箱を置いて実施する事業である。 ・小田原市で実施している同事業では、ファミマ店舗で回収した食料等を、食料支援団体が定期的に回収しに来ている。 ・いきなり全店舗で実施するのではなく、例えばフードバンクの周辺店舗（５箇所程度）から始めて、段階的に数を増やしていく形が望ましい。実施の可否は加盟店次第であり、イートインスペースがある店舗なら実施しやすい。 ・食料等の保管場所は店舗内で、保管容器を常設している。日差しが当たるような場所は避けるため、すぐに劣化するようなことはない。	可	生活支援課
7	(2) 災害時の支援協力に関すること。	災害時の支援協力に関すること	ファミリーマート提案事業	災害時支援協力	発災直後の緊急対応として、次のことを依頼する。 ・災害時に本市からの要請に基づき、避難所への食料や生活用品の調達及び提供（「秦野市支援計画」に基づく対応を想定） ・帰宅困難者支援（発災時の対応については今後調整を要す） ※平常時の対応として、防災行政無線の登録方法等の掲示、近隣の広域避難場所の掲示なども想定。	・市や各個人（帰宅困難者）での備蓄には限りがあるため、食料不足への対策となる ・トイレ、水、情報、電源の供給など	・食料や生活用品の調達支援、帰宅困難者支援については、県の協定に基づき、ファミマ本部からの指示により対応する。 ・発災時の食料提供等については、実店舗の対応次第である。 ・帰宅困難者支援の内容は、トイレの貸し出しや一時待機場所の提供など。イートインスペースにコンセントがあれば電源供給も可能。 ・防災行政無線の登録方法等の掲示や、広域避難場所の案内なども実施可能である。	可	防災課

株式会社ファミリーマートとの包括連携協定による実施事業（案）一覧表

資料3

令和6年5月10日 秦野市政策部総合政策課作成

No.	連携項目	ファミマ提案カテゴリ	提案主体	事業名	事業概要及び実施方法等	事業の効果	ファミリーマート意見	実施の可否	担当課等
8	(3) 子ども・青少年育成に関すること。	子ども・青少年育成に関すること	ファミリーマート提案事業	ファミマこども食堂	ファミリーマートの店舗スペースを活用して「こども食堂」を開催し、「一緒に楽しく食事ができる場所」、「栄養バランスの取れた食事」、「共に食卓を囲み相互に交流する機会」及び「子どもの居場所」を提供する。特に、市内に「こども食堂」がない地域（本町・南・東・北地区）での開催を希望する。	子どもたちや地域の方が共に食事を楽しみ、交流することで、地域交流の活性化を図ることができる。	・定期的な開催ではなく、イベントとして随時実施する形を想定している。 ・店舗はファミマ側でイートインスペースなど場所が確保できる店舗を選定し、市に提案する形になると思われる。地区は応相談。 ・夏休み期間など実施時期の制限はない。子供が集まりやすい時間帯で、平日であれば夕方、土日であれば日中の開催など。 ・広報は実店舗での掲示などを想定。特に地域の団体への声掛け等は行わず、店舗利用で興味を持ってもらえたら参加していただく。 ・例えばこども店長のイベントに参加した子供たちを集めて、そのあとに公共施設で地域交流イベントとして開催することも提案したい。	可	こども政策課
9	(3) 子ども・青少年育成に関すること。	子ども・青少年育成に関すること	ファミリーマート提案事業	こども店長（夏休み職業体験）	夏休み期間中に、ファミリーマート店舗で、こどもたちに実際の仕事（店内探検、商品陳列、清掃、レジ体験など）を体験してもらう。主に小学生を対象として、市ホームページにおいて参加者を募集（電子申請）することを想定。	こどもたちがファミリーマート店舗の仕事を体験し、楽しみながら社会のしくみを学べる機会を提供することができる。	・他市での開催時は、小学校中～高学年の参加が多い。 ・1回当たり5人程度の参加を想定（多過ぎると子どもの待ち時間が長過ぎる）。 ・レジ打ちは親や店員を客として体験してもらう。ほかにはバックヤードでの品出し、商品陳列なども体験できる。	可	こども育成課
10	(3) 子ども・青少年育成に関すること。	子ども・青少年育成に関すること	ファミリーマート提案事業	ファミマ学園	図書館を会場として子ども向け講演会や、体験会の実施。 （例：ファミマのフードロス問題等に関する取り組みについて紹介してもらう等）	当館で事業を実施することにより、関連書籍を講演の開催時期に合わせて展示する等、書籍からだけでなく、実のある生涯学習の場を提供することにつながる。	・既存のプログラムは、学童や小学校等での開催をメインに組まれているが、開催場所や対象者等を明確にしてプログラムを作成し、関連部署で精査して問題がなければ、実施可能である。	可	図書館
11	(4) 地域経済の活性化に関すること。	高齢者・障がい者支援に関すること	ファミリーマート提案事業	シニアスタッフの活用	生涯現役促進地域連携事業（フルライフはだの等）との連携により、地域の高齢者を積極的に雇用する。	高齢者がいきがいを持って地域で活躍することで、地域の活性化、健康寿命の延伸、医療や介護にかかる費用の削減につながる。	・雇用に当たり年齢制限は設けていないが、最低限レジ打ちに対応できる必要はある。 ・フルライフとの連携を考える場合、店舗で募集があれば登録者に共有し、面接に繋ぐことまでは可能。ただし、採用の可否は各店舗次第である。	可	高齢介護課
12	(4) 地域経済の活性化に関すること。	地域社会の活性化・PRIに関すること	本市提案事業	電子地域通貨	令和6年度冬ごろの導入を目指し、検討を進めている秦野市電子地域通貨に秦野市内のファミリーマートを利用店舗として登録してもらい、市民の身近な買い物場所の確保及び利便性の向上を図る。	多くの市民が利用するファミリーマートで電子地域通貨を利用できることにより、市民の利便性向上、市内商業振興及び地域経済の好循環を実現する。	・全店舗でなく、対応可能な店舗のみ実施する形が望ましい（加盟店オーナーから実施の承諾をいただく必要があるため）。 ・システムの仕組みの部分や、社としての方針等について、本部所管部署に確認したところ、以前に実施した電子プレミアム商品券と同じ運用であれば実施可能との確認が取れた。 ※手数料等が決まったら、改めて情報提供してほしいとの要望あり。	可	産業振興課

株式会社ファミリーマートとの包括連携協定による実施事業（案）一覧表

資料3

令和6年5月10日 秦野市政策部総合政策課作成

No.	連携項目	ファミマ提案カテゴリ	提案主体	事業名	事業概要及び実施方法等	事業の効果	ファミリーマート意見	実施の可否	担当課等
13	(5) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。	地域産オリジナル商品の開発・販売に関すること	本市提案事業	ボトルドウォーター「おいしい秦野の水」	市内各店舗における「おいしい秦野の水」の販売	イベント等でおいしい秦野の水を直販する際、市民から普段はどこで購入できるのか聞かれることが少なくない。市内の多くのファミリーマートで販売されれば、販売店舗を意識することなく、日常生活の中でおいしい秦野の水を購入、利用することが可能になる。	・現在販売している3店舗は、直接水道局まで商品を取りに行っている（仕入れ値の関係）。販路を広げるとなると、仕入れの方法は検討を要する（電話やメールでの発注など）。 ・価格設定は各店舗自由だが、販路を広げるとなると、今後は一律に設定する可能性あり。	可	営業課
14	(5) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。	地域社会の活性化・PRに関すること	本市提案事業	広報はだの配架	事業概要：市内各店舗に広報はだのを配架 実施時期：月2回 予算：110円×市内協力店舗数×23回 方法：当初に依頼文を発出し、以降は発行毎に各店舗へ郵送する。	広報はだのをより多くの市民に見ていただく機会が増える。	・実施については問題ない。発行毎に入替えを行う形になると思われる。	可	広報広聴課
15	(5) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。	地域社会の活性化・PRに関すること	本市提案事業	チラシ等広報物の配架	事業概要：チラシ等の広報物の配架 実施時期：不定期 予算：郵送代×市内協力店舗数 方法：都度ファミリーマートの営業所に事前相談を行い、許可をいただけたら各店舗へチラシ等と依頼文を郵送する。	事業について効果的なPRにつながる。	・各店舗で可能な範囲で対応する。 ・配架期限（撤去日）を明確にしてほしい。 ・営業所で一括して郵送する場合は、毎週月曜日に社員が営業所に行くので、そこから一週間以内に各店舗へ順次配布する。 ・急ぎで配布する必要がある場合は、各店舗へ直接郵送していただきたい。	可	広報広聴課
16	(5) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。	地域社会の活性化・PRに関すること	本市提案事業	OMOTANサポーター店	「OMOTAN」に関するチラシやポスター、ステッカー等の掲出に協力いただき、表丹沢の魅力を象徴するロゴマーク「OMOTAN」のロゴの普及とPR活動にご協力いただく。	店舗内にOMOTANに関するチラシやポスター、ステッカー及びミニのぼり旗等を掲出していただく。表丹沢ひいては秦野の認知度向上とブランド化につながる。	・依頼があればサポーター店への登録や各種グッズの配架等は可能である。	可	はだの魅力づくり推進課
17	(5) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。	地域社会の活性化・PRに関すること	本市提案事業	選挙公報	選挙時における「選挙公報」については、現状、全戸配布が困難なため、市内公共施設33か所に配付・補完しているが、より多くの人の手に届くように、ファミリーマートの店舗スペースに「選挙公報」を配架する。 予算：郵送代×市内協力店舗数 方法：選挙時にファミリーマートの営業所へ事前相談のうえ、各店舗へ選挙公報と依頼文を郵送する。	市内公共施設では出来なかった夜間など24時間選挙公報を受け取ることが可能になるなど、投票しやすい環境の整備に繋がり、また店舗としても「情報発信の拠点」となることができ、地域社会の活性化を図ることができる。	・急ぎで配布する必要がある場合は、各店舗へ直接郵送していただきたい。	可	選挙管理委員会事務局
18	(6) 前各号に定めるもののほか、市民サービスの向上及び地域のにぎわいの創造に関すること。	該当なし	本市提案事業	職員人材育成	ファミリーマートが持つ接客スキルを生かし、職員（常勤、会計年度任用職員）を対象とした研修を定期的に実施する。ファミリーマートの研修スタッフによる職員研修のほか、実店舗において臨時店員として働くことなどを想定。	職員の住民対応力や接客能力の向上が図られ、市民に信頼される市役所の実現に向けた一つの取組みとなる。	・研修スタッフによる研修は、接客勉強会や売り場づくりなど幾つかのテーマがあるが、基本的には店員向けである。その中で市が学びたいと思う内容があれば、スタッフの派遣自体は可能である。 ・実店舗で働くことについては、受け入れ可能な店舗があれば可能である。内容的にはこども店長の大人版、職業体験的なものが想定される。	可	人事課
19	(6) 前各号に定めるもののほか、市民サービスの向上及び地域のにぎわいの創造に関すること。	環境対策・リサイクルに関すること	本市提案事業	食品ロス削減の周知・啓発	店内に「てまえどり」等の食品ロスの削減に関するポスターを掲示することにより、食品ロスの削減をPRする。	食品ロスの削減（ごみの減量）	・ポスターの掲示よりも、食品コーナーのレーンに表示を出すことが望ましい。 ・既に神奈川県から同様の依頼があり、食品ロス削減のPRを行っているため、別途対応することは可能である。	可	環境資源対策課

令和6年5月10日 総合政策課作成

	協定等の名称	実施内容
1	秦野市と東海大学との提携事業に関する申し合わせ	(1)市が開催する講演会等に13名、審議会等に26名の講師派遣 (2)子ども祭りイベント開催、たばこ祭オープニングパレードへの参加など学生の協力 (3)キャンパス内のデジタルサイネージによる広報協力(闇バイト防止啓発、会計年度任用職員の募集、hadastagram写真・動画コンテスト、秦野市展など) (4)大学の研究機能を活用した、健康バス事業、健康増進計画及び自殺対策計画のコラム作成、おおね公園プール棟熱源機器更新工事の検証、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業への協力 (5)秦野市派遣型救急ワークステーション事業における医師同乗及び救急救命士再教育の協力 (6)地域部活動推進事業の協力(大根中学校体操部への指導者、学生の派遣)
2	秦野市と上智短期大学との提携に関する協定書	(1)小学生への英語教育支援 (2)図書館及びぽけっと21での絵本読み聞かせ (3)外国籍児童への日本語教育支援 (4)中学生英語スピーチコンテストの審査員派遣 (5)山岳救助ヘリコプター及びドクターヘリの離着陸場所の提供 (6)キャンパス内におけるポスターの掲示
3	秦野市と小田急電鉄株式会社との小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する連携協定書	(1)駅係員が認知症サポーター養成講座を受講 (2)自治会SNS「いちのいち」の普及促進 (3)秦野駅で「丹沢日和フェスティバル」を開催(本市が後援) (4)EMotアプリ利用者への「おいしい秦野の水」プレゼント企画を実施 (5)小田急スマートシティ勉強会及び小田急デジタルアライアンスの開催(小田急線沿線の自治体との連携によりデジタルを活用した地域課題解決を図る取組み)

	協定等の名称	実施内容
4	地域における地方創生のための連携協定書 (あいおいニッセイ同和損保)	(1)安全運転講習会の実施 (2)公用車の事故防止の取組支援 (3)寄附の活用による自律神経チェッカーや秦野市立図書館トイレのおむつ交換台の購入
5	秦野市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	(1)郵便局社員と市長との懇談会を開催 (2)道路損傷の情報提供 (3)OMOTANサポーター店への登録 (4)郵便局内におけるがん検診等申込用紙の配架 (5)郵便局内における「おいしい秦野の水」の無人販売
6	秦野市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携に関する協定書	(1)セブンあんしんお届け便の開始(出走式開催) (2)不審者対応駆け込み訓練授業の実施(大根小学校、広畑小学校) (3)OMOTANサポーター店への登録 (4)hadastagramやOMOTANのチラシ等を店舗内に配架 (5)各店舗における「おいしい秦野の水」の販売
7	カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定書 (秦野ガス、東京ガス)	(1)太陽光発電設備設置にかかる効果や課題について共同検証を実施 (2)くずはの家の「春のグリーンオリエンテーション」及び「秋のつどい」への参加 (3)秦野ガス社員が認知症サポーター養成講座を受講 (4)多世代交流拠点のあり方を検討するための社会実験への協力(ヨガ教室開催) (5)効果定量型省エネ教育の実施(研修を受講した教員による授業)
8	秦野市と株式会社横浜銀行との包括連携に関する協定書	(1)横浜銀行の行員による金融教育の授業(本町中学校生徒を対象に「金銭管理」と「資産形成」の年2回に分けて出張授業を実施) (2)市職員及び横浜銀行職員による「若手職員まちづくりワークショップ」を開催